

バリアフリー法の概要

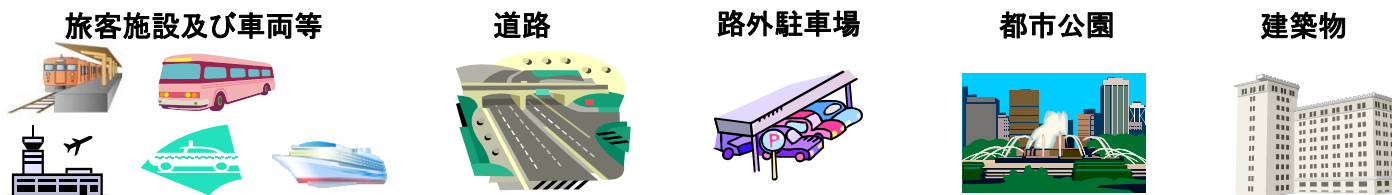
平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要）】

【基本方針（概要）】 ※平成23年3月改正

1. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

基本方針において各施設の整備目標を設定／移動等円滑化基準の適合義務／公共交通事業者等の職員に対する教育訓練の努力義務



○移動等円滑化の意義及び目標

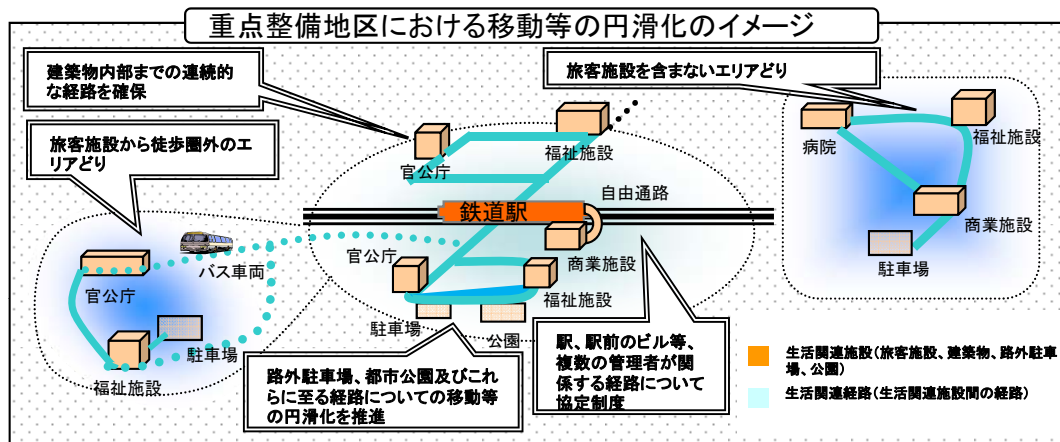
- ・旅客施設、車両、公園、建築物等について、平成32年度までの整備目標を設定
旅客施設: 3000人以上／日の施設について原則100% (従前: 5000人以上)

○施設設置管理者が講ずべき措置

- ・利用者のニーズに応じた適切な情報の提供
- ・適切な対応を行うよう継続的な教育訓練の実施の必要性

2. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施



★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想の指針

- ・市町村が重点整備地区を定め各種事業を重点的かつ一体的に推進することの意義
- ・基本構想の作成・フォローアップに当たり、当事者の参画や提案制度の活用
- ・段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」の推進

3. 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

●車いすサポート体験



●視覚障害者サポート体験



●高齢者疑似体験



○その他移動等円滑化の促進

- ・国の責務として、スパイラルアップ及び心のバリアフリーの推進等
- ・地方公共団体の責務として、必要な条例等の制定等の推進

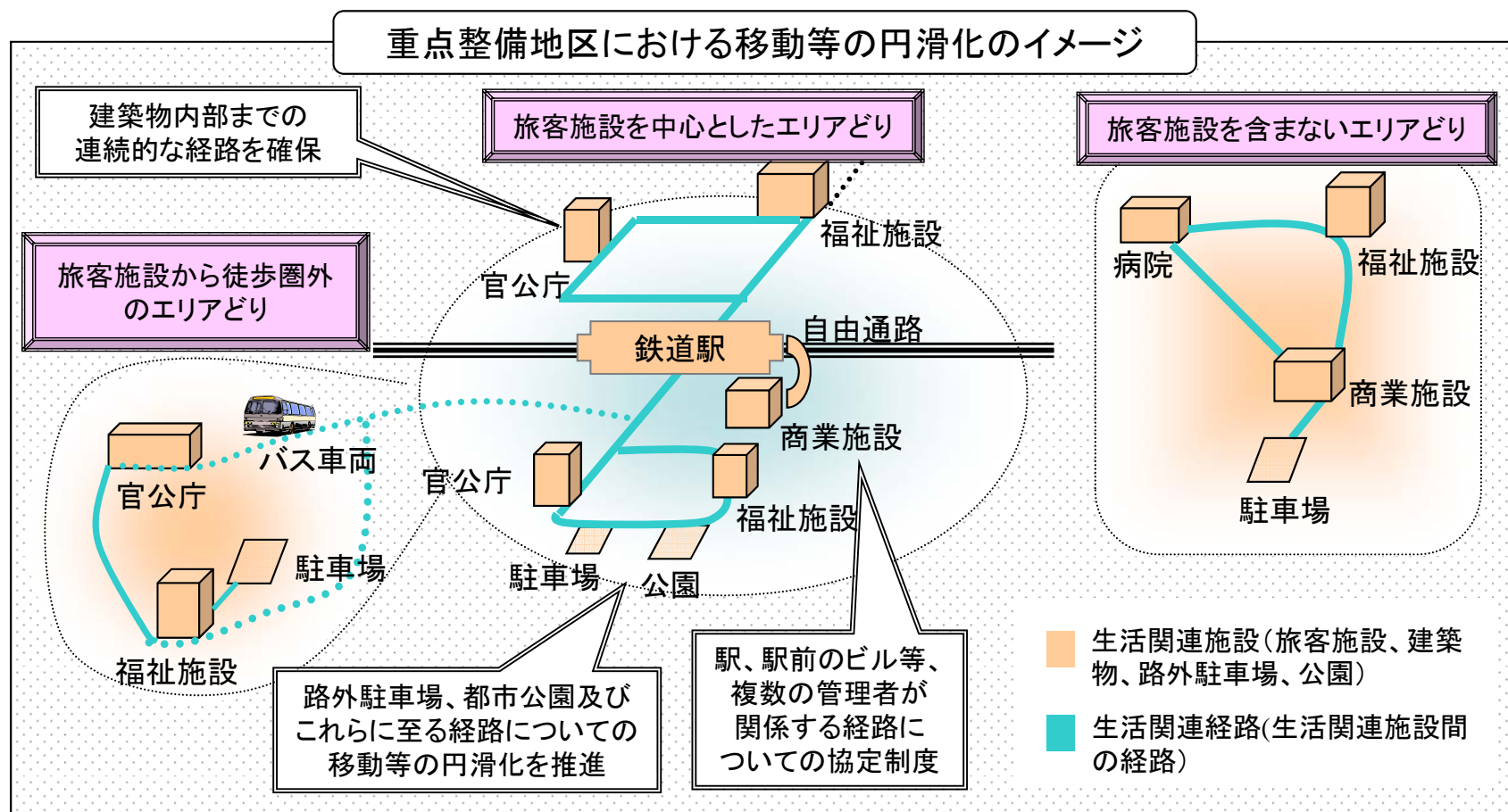
基本構想制度の概要

○基本構想制度

重点整備地区(旅客施設を中心とした地区、高齢者・障害者などが利用する施設が集まった地区)において、公共交通機関・建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想のこと。

《バリアフリー法第25条》

市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(基本構想)を作成することができる。



基本構想制度の概要 ~地区のイメージ~

○市町村は、旅客施設や官公庁、福祉施設など高齢者・障害者等が利用する生活関連施設が所在する地区を**重点整備地区**として設定

○重点整備地区は、**鉄道駅周辺地区**など旅客施設を含む地区のほか、**高齢者・障害者等が利用する施設が立地**し一体的にバリアフリー化を行う必要のある地区を設定可能



基本構想制度の概要 ~制度のねらい~

○基本構想制度のねらい

- ✓ 「個々の施設等のバリアフリー化」だけでなく、「**面的・一体的なバリアフリー化**」を図る。

移動等円滑化基準への適合義務規定により、個々の施設等のバリアフリー化が図られる。

一方、施設が集積する地区においては、バリアフリー基本構想制度により、面的・一体的なバリアフリー化を図ることができる。

- ✓ 「新設・新築」の施設だけでなく、「**既存**」の施設等のバリアフリー化を図る。

新設・新築を行う一定の施設等には移動等円滑化基準への適合義務(基準適合義務)が課せられ、バリアフリー化が図られる。

一方、基準適合義務が課せられない既存の施設等については、バリアフリー基本構想制度において特定事業として定めた場合、特定事業を実施すべき者に、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられることで、バリアフリー化を図ることができる。

- ✓ 「**住民等の参加の促進**」を図る。

基本構想の検討段階から、当事者等の参画による協議会等を活用した意見交換を行うことで、高齢者、障害者等の住民等の意見を反映させることができる。また、基本構想作成後の事業進捗管理においても、様々な関係者による評価を行うことで、段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)に向けた取組みを図ることができる。

高齢者、障害者、施設設置管理者等が、市町村に対して、基本構想の作成又は変更を提案することができる基本構想提案制度を活用することで、高齢者、障害者等が主体的に取組み、利用者にとってより効果的なバリアフリー化を図ることができる。

基本構想制度の概要 ~作成の流れ~

○基本構想の作成の流れ

協議会※
における
基本構想
の検討

基本構想の作成(市町村)

- ・重点整備地区におけるバリアフリー化に関する基本的な方針
- ・重点整備地区の位置及び区域
- ・生活関連施設・生活関連経路のバリアフリー化に関する事項
- ・上記のバリアフリー化を進める**特定事業**に関する事項 等

特定事業※等の実施 (施設設置管理者)

- ・基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施 等

各種支援措置

※協議会：市町村、事業をすべき者、施設を利用する高齢者、障害者、学識経験者などにより構成

※特定事業：基本構想における生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する施設)とそれらを結ぶ生活関連経路、車両等のバリアフリー化に関する事業。

主な特定事業の整備例

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等



道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、車道との段差解消、滑り止め舗装等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等



交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等



基本構想制度の概要 ～特定事業～

○特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業、路外駐車場特定事業、交通安全特定事業）

- ◆ 特定事業は、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するものであり、当制度における要ともいえる。
- ◆ 基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく**事業実施の義務**が課せられる。
- ◆ 施設の新設等の際には基準適合義務が課せられるため、**特定事業に期待される役割は、基準適合義務が課せられない既存の施設等についてのバリアフリー化。**

◇移動等円滑化基準との関係

特定事業は、交通安全特定事業を除き、基準適合義務が課されていないが、できる限り移動等円滑化基準に適合するように実施されるべき。

ただし、建築物の一部を改修する場合など、施設全体で移動等円滑化基準にすべて適合できない場合もあるが、このような場合であっても、特定事業として積極的に位置づけ、段階的なバリアフリー化を進めていくことも重要。

◇事業内容の明確化

特定事業の実施者に事業実施の義務が課せられることを勘案すると、事業実施にあたって疑義が生じないよう、できる限り具体的かつ明確に事業内容を記載（特に、事業の着手予定時期、完了予定期間）することが重要。

※特定事業計画は、早期の事業実施に向けて、基本構想作成後可能な限り速やかに（概ね1年以内に）作成することが望ましい。

○協議会

- ◆ 協議会は、基本構想の作成に関する協議や基本構想の実施に係る連絡調整を行うための場。
- ◆ 市町村、関係事業者及び利用者間の協議・調整や合意形成の円滑化・効率化が期待できるため、基本的には設置することが望まれる。

◇協議会の構成員

(1) 基本構想を作成しようとする市町村

(2) 施設設置管理者、公安委員会、特定事業等の実施主体者等

※これらの者は、市町村から協議会への参加を求める通知を受けた場合には、正当な理由がある場合を除き協議会に参加しなければならない。

※生活関連施設・経路に位置づけようとする施設等で、特定事業等の実施が見込まれていないものについても、その管理者の参画を得ることが重要。

(3) 高齢者、障害者等

※可能な限り幅広い参加を求めることが重要。

(4) 学識経験者

※事業者・利用者のいずれにも属さない第三者の立場で、専門的見地からの助言を求めるものであり、協議会の長として総括する役割を担うケースも多い。

(5) その他

※提案制度に基づき基本構想を作成しようとしている場合には、その提案の趣旨や考え方を協議会で共有するために、提案者を協議会の構成員とすることが重要。

○協議会の活用

◆協議会運営に関する留意点

- (1) 事前に十分な情報提供が必要
- (2) 検討の初期段階からの継続的な議論が必要
- (3) 特定事業等の進行管理や事後評価に活用
- (4) 民間事業者との連絡・調整の体制づくり

◇特定事業等の進行管理や事後評価に活用

基本構想が作成された後も、基本構想に位置付けられた特定事業等の円滑かつ効果的な実施や、スパイラルアップの観点から、関係者は、各種事業の準備段階から実施段階まで十分な情報交換や連携を図ることが重要。

この場合も、住民、高齢者、障害者等と意見を交換しながら、市町村、事業の実施主体者が情報を共有するため、協議会制度を継続的に活用することが有効。

◇民間事業者との連絡・調整の体制づくりに活用

特に、建築物、路外駐車場など、その多くが民間事業者により設置管理される施設が制度の対象となっており、民間事業者との円滑な調整は、これまで以上に重要なポイント。

民間事業者との調整は、協議会を活用することが最も適当。

⇒連続したバリアフリー化のための事業者間の調整の場としても期待

○住民参加

- ◆ 基本構想の作成にあたっては、協議会への参加以外にも、**基本構想の作成プロセスに応じ、住民参加の機会を確保することが必要。**
- ◆ 協議会に参加していない住民の意見を反映するため、様々な手法により、目的や必要性に応じて住民参加の機会を設けることが望まれる。

◇住民参加手法の例

- ①住民アンケート
- ②関連団体等へのヒアリング
- ③まち歩き(現地点検)とワークショップ
- ④基本構想説明会
- ⑤パブリックコメント

◇住民参加の機会を設ける際の留意点

- 各種手法を組み合わせる。(アンケートとヒアリングの併用など)
- 対象者の特性に合わせ、様々な方法を検討する。

EX. 視覚障害の方には点字、知的障害の方や精神障害の方には保護者や介助者にヒアリング。

- 健康状態や障害の程度の差などもあり、高齢者同士や同様の障害のある人同士でも意見が異なる場合があるため、できる限り多くの者の意見を聞く機会を設けることが重要。
- 立場や特性の異なる幅広い住民が一同に会し、意見交換等を実施することにより、相互の理解が図られる機会を設けることも重要。